

令和3年度 第1回 織田廣喜美術館運営協議会 会議録

1. 会議の名称 令和3年度 第1回 織田廣喜美術館運営協議会
2. 開催日時 令和3年6月8日(木) 13:30～
3. 開催場所 織田廣喜美術館 市民アトリエ
4. 公開非公開の別 公開
5. 出席者 ※敬称略

(1) 出席委員

緒方泉(会長)、寺崎めい子(副会長)、藤井久仁子、松岡琢磨、手島静恵、
山本美代子

(2) 欠席委員

三木一司、堀洋子

(3) 執行機関

生涯学習課長 末永康洋、生涯学習課長補佐 上野智裕、美術館係 松尾梨沙、
美術館係 案西さやか

6. 傍聴人数 3人

7. 議題及び審議の内容

【議題】

- (1) 教育委員会点検評価委員の選出について
- (2) 嘉麻市立織田廣喜美術館指定管理業務について
- (3) その他

【提出資料】

- (1) 嘉麻市立織田廣喜美術館 指定管理業務仕様書(案)

【議題及び審議の内容】

- (1) 教育委員会点検評価委員の選出について
点検評価委員に手島静恵氏を選出した。
- (2) 嘉麻市立織田廣喜美術館指定管理業務について
事務局による織田廣喜美術館指定管理業務について、事業の内容の説明
及び質疑応答

《主な質問・意見等》

(委員) 仕様書案の冒頭では「指定管理者は施設管理のみの指定管理業務、教育委員会職員は企画運営に関する事」との記載であるが、組織・運営体制の項目では「企画運営については、教育委員会の職員との共同業務とする」との記載があり、記載内容のズレが発生している。共同業務という語の指す意味や担当する業務の線引きを明確にし、組織図を仕様書につけるべきである。

(事務局) 現在、企画・立案を行っている職員は教育委員会の所属になる。指定管理導入後は指定管理者とお互いに手を出し合って企画・立案を行う形で考えている。

(委員) 全国の美術館博物館の25%しか指定管理者制度を導入されていないのは、指定管理導入後に直営に戻す施設が多いためである。残業の指示などの責任などは誰が持つのかなども整理し、組織図を明確に記載するべきである。

(委員) 「関係団体などと連携し市民がアートと関わり楽しむことができる美術館」というのは以前より協議会内で話し合ってきた。この歴史をどう指定管理者が理解するのか、という点でも、教育委員会から入ってもらい、指定管理者に話す環境を作りたい。

(委員) 美術館と図書館に指定管理を導入するという事になっているが、図書館とは碓井図書館のみを指すのか。

(事務局) 嘉麻市内4館全てと、美術館及び併設している碓井郷土館、そして碓井平和祈念館の管理をお願いする形となる。

(委員) 特別展は市内・市外どちらの利用者も2千円以内にするのか。

(事務局) 現在は、特別展も通常入館料と変わらない330円で開催している。他館における特別展入館料金設定を調査したところ、2千円以内に設定している例が多数の為、特別展は市内外どちらの利用者も入館料を2千円以内に設定する考えである。

(委員) 貸館業務の減免申請についてはどうなるのか

(事務局) 従来同様、美術館条例の規定通りに適用される。

(委員) 現時点で、指定管理を引き受けられるような業者の見通しは立っているのか。

(事務局) 現時点で複数の業者から視察が来ている。

(委員) 美術館、図書館で同じ業者が入るのか。

(事務局) 同じ業者に入ってもらうことで各施設の連携を図り、より良い事業を展開して欲しいと考えている。

(委員) 社会教育施設として、博物館、美術館、図書館、公民館が社会教育を推進し、学校との連携を深めていくという事になると、美術館及び図書館を一括で指定管理者となってもらう方が効率は良い。そうすることで図書館の持つ印刷物としての「資料」を博物館及び美術館における「実物資料」に組み込むことができる。例えば、夏休みの子ども美術館などのプログラム^{※1}といった、美術館と図書館とが連携した活動への取り組みが全国でも進んできている。この活動により、学校の職員は、夏休みに図書館が使える事を子どもたちに伝えることが出来る。この活動などは、宮崎県の美術館、博物館、総合博物館が行っている。

(委員) 碓井平和祈念館の管理は指定管理業務に入っていないのか。

(事務局) 碓井平和祈念館の管理も指定管理業務に入る。碓井平和祈念館及び郷土館の企画展などの事業は、教育委員会が行う。

(委員) 施設管理を含め、敷地内すべてを管理するのか。

(事務局) 敷地内すべてを管理してもらう予定である。

(委員) これから義務教育学校が開校予定だが、児童及び生徒の送迎時の駐車場の使用に支障がないか不安がある。

(委員) 今後の予定を教えて欲しい。

(事務局) 条例の改正を6月議会に提案し、議決された後に仕様書と要項を事務局で作成する。その後担当課の契約係と打ち合わせを行い、7月末から8月頃に公募を掛ける予定である。なお指定管理者の決定は選定委員会が行う。

(委員) 予定では来年4月から指定管理がスタートなのか。

(事務局) 12月頃に決定業者と準備行為に入り、4月からスタートとなる予定である。

(委員) 予算関係はどのようになっているか。

(事務局) 高額な修繕費など、必要な予算は市が負担する形を執る。

(委員) 所蔵品のリストなどのデータベースは完成しているのか。

(事務局) データ自体は大凡全て揃っているが、画像等は織田廣喜の作品を優先してアップロードしている状態であり、二次資料や他作家作品などのデ

一々は紐づけが未だ完了出来ていない状況である。

(委員) 美術館という事を考えると、所蔵品は財産である。所蔵品などの財産権は市が持つとしても、指定管理者が所蔵品を扱い事業を行うことがある。4月までに二次資料や他作家の作品のデータベースを揃えることが困難であれば、仕様書内に「データベースの完成までは、学芸員が介在する」といったような記載を盛り込んだほうが良い。活用は、データベースが完成してからこそできる事なので、データの整理整頓など、教育委員会が責任を持つて行うべき。照合できない資料が他者に渡った際、資料の散逸が発生する可能性がある。

(委員) 年に一度、財産台帳と、資料との突合せは行うのか。

(事務局) 確認する。

(委員) 仕様書案の内に利用状況が記載されているが、令和元年度になっているおり、令和2年度の資料は無いのか。

(事務局) 令和2年度の資料は、新型コロナウイルス感染症に伴う閉館の影響もあり入館者数が大幅に減少し、参考にならないため令和元年度の利用状況を記載している。

(委員) 組織・運営体制の項目の、その他に記載されている「火災・防犯等における緊急時の対策について、職員に指導を行うこと」について。美術館にはAED(自動体外式除細動器)が設置されていると思うが、万が一の状況に備え、AEDの使用方法に関しても訓練を行って欲しい。

(3) その他

(事務局) 組織図の話があったので、事務局の方で纏め次第書面にて報告を行う。

閉会

この会議録は、緒方会長に確認していただきました。

【注釈】※1) 全国の例として、長野県松川村図書館、安曇野ちひろ美術館など。2008年より「夏休み読み聞かせボランティア」を美術館で行う他、絵本作家を招聘し、子どもたちとワークショップを行うなど、美術館が図書館及び学校と連携した事業を展開している。